

広情個審第70号
令和4年3月31日

広島市監査委員 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年10月26日付け広監第170号及び第172号（一部に限る。）、平成31年1月8日付け広監第248号、第250号、第252号、第254号、第256号、第258号、第260号、第262号、第264号、第266号、第268号及び第270号、同月21日付け広監第277号及び第281号、同年3月28日付け広監第375号、第377号、第379号及び第381号並びに令和元年6月10日付け広監第45号で諮詢のあったことについては、別添のとおり答申します。

（諮詢第265、266、269～281、283、288～291、301号事案）

答申書

質問のあった事案について、次のとおり答申します。

【質問事案】

- ① 平成30年10月26日付け広監第170号の質問事案（質問第265号事案）
平成30年1月31日付けの4件の公文書開示請求に対し、広島市監査委員（以下「実施機関」という。）が同年3月27日付け広監第256号、第258号、第260号及び第262号で行った公文書部分開示決定に対する同年6月2日付け審査請求
- ② 平成30年10月26日付け広監第172号の質問事案（質問第266号事案）
平成30年2月5日付けの2件の公文書開示請求に対し、実施機関が同年3月27日付け広監第267号及び第269号で行った公文書部分開示決定に対する同年6月4日付け審査請求
- ③ 平成31年1月8日付け広監第248号の質問事案（質問第269号事案）
平成30年6月22日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年8月14日付け広監第82号で行った公文書部分開示決定に対する同年9月7日付け審査請求
- ④ 平成31年1月8日付け広監第250号の質問事案（質問第270号事案）
平成30年6月23日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年8月16日付け広監第91号で行った公文書部分開示決定に対する同年9月8日付け審査請求
- ⑤ 平成31年1月8日付け広監第252号の質問事案（質問第271号事案）
平成30年6月23日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年8月16日付け広監第93号で行った公文書部分開示決定に対する同年9月9日付け審査請求
- ⑥ 平成31年1月8日付け広監第254号の質問事案（質問第272号事案）
平成30年6月23日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年8月16日付け広監第95号で行った公文書部分開示決定に対する同年9月10日付け審査請求
- ⑦ 平成31年1月8日付け広監第256号の質問事案（質問第273号事案）
平成30年6月23日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年8月16日付け広監第97号で行った公文書部分開示決定に対する同年9月11日付け審査請求
- ⑧ 平成31年1月8日付け広監第258号の質問事案（質問第274号事案）
平成30年6月23日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年8月16日付け広監第99号で行った公文書部分開示決定に対する同年9月12日付け審査請求
- ⑨ 平成31年1月8日付け広監第260号の質問事案（質問第275号事案）
平成30年6月23日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年8月16日付け広監第85号で行った公文書部分開示決定に対する同年9月13日付け審査請求
- ⑩ 平成31年1月8日付け広監第262号の質問事案（質問第276号事案）
平成30年6月23日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年8月16日付け広監第10

1号で行った公文書部分開示決定に対する同年9月14日付け審査請求

⑪ 平成31年1月8日付け広監第264号の諮問事案（諮問第277号事案）

平成30年6月23日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年8月16日付け広監第103号で行った公文書部分開示決定に対する同年9月15日付け審査請求

⑫ 平成31年1月8日付け広監第266号の諮問事案（諮問第278号事案）

平成30年6月23日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年8月16日付け広監第105号で行った公文書部分開示決定に対する同年9月16日付け審査請求

⑬ 平成31年1月8日付け広監第268号の諮問事案（諮問第279号事案）

平成30年6月23日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年8月16日付け広監第87号で行った公文書部分開示決定に対する同年9月17日付け審査請求

⑭ 平成31年1月8日付け広監第270号の諮問事案（諮問第280号事案）

平成30年6月23日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年8月16日付け広監第89号で行った公文書部分開示決定に対する同年9月18日付け審査請求

⑮ 平成31年1月21日付け広監第277号の諮問事案（諮問第281号事案）

平成30年8月11日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年10月1日付け広監第150号で行った公文書部分開示決定に対する同月13日付け審査請求

⑯ 平成31年1月21日付け広監第281号の諮問事案（諮問第283号事案）

平成30年9月1日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年10月18日付け広監第161号で行った公文書部分開示決定に対する同月25日付け審査請求

⑰ 平成31年3月28日付け広監第375号の諮問事案（諮問第288号事案）

平成30年10月12日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年12月10日付け広監第230号で行った公文書部分開示決定に対する同月28日付け審査請求

⑱ 平成31年3月28日付け広監第377号の諮問事案（諮問第289号事案）

平成30年10月12日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年12月10日付け広監第228号で行った公文書部分開示決定に対する同月28日付け審査請求

⑲ 平成31年3月28日付け広監第379号の諮問事案（諮問第290号事案）

平成30年10月12日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年12月10日付け広監第232号で行った公文書部分開示決定に対する同月28日付け審査請求

⑳ 平成31年3月28日付け広監第381号の諮問事案（諮問第291号事案）

平成30年10月12日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年12月10日付け広監第226号で行った公文書部分開示決定に対する同月28日付け審査請求

㉑ 令和元年6月10日付け広監第45号の諮問事案（諮問第301号事案）

平成30年11月8日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年12月27日付け広監第237号で行った公文書部分開示決定に対する平成31年2月20日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関は、上記21件の公文書開示請求（以下これらを合わせて「本件開示請求」という。）に対して行った各公文書部分開示決定を全て取り消し、以下に従って改めて部分開示決定を行うべきである。

- (1) 別表の「③ 不開示が妥当な情報」欄に掲げる情報について、実施機関が不開示としたことは妥当である。
- (2) 別表の「④ 開示すべき情報」欄に掲げる情報について、実施機関は開示すべきである。
- (3) 別表の「⑤ 不開示事由の該当性を精査すべき情報」欄に掲げる情報について、実施機関は不開示事由の該当性を個別具体的に精査した上で、改めて開示・不開示の判断を行うべきである。
- (4) 別表の「⑥ 不開示で妥当であるが理由が不適切な情報」欄に掲げる情報について、実施機関は付記理由を変更すべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人の審査請求書等及び口頭意見陳述における主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が審査請求人に対して行った公文書部分開示決定を取り消し、法令の規定に従って開示を行うとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 措置請求人の氏名、住所、生年月日、性別、職業、印影等は個人情報であることから、非開示が妥当であると考える。しかし、その他の部分は開示されるべきである。

イ 非開示理由は「公にすることにより、今後の監査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」であるが、「支障を及ぼすおそれ」とは、単にその可能性があるという程度ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されているものであり、きわめて限定的である。情報公開は開示が原則であり、例外的に非開示を認めている。ほとんどの内容を非開示としたことは法令の解釈を誤っている。その内容を個別具体的に判断し、「法的保護に値する蓋然性」のない部分については開示しなければならないものである。

ウ 住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に住民の権利として規定されている。

それは、地方自治の本旨に基づく住民参政の一環としての制度であり、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものであって、措置請求人は、住民全体の利益のために、地方財務行政の運営に問題があると思料してその適正化を主張するのであるから、そのことに対してどのような理由でどのような対応をしたのかを市民に明らかにすることは、監査委員に求められている当然の義務（説明責任）である。

例えば、受け付けた住民監査請求について、その件名や請求の要旨などを全面非開示として公開しないことは、住民参画を忌避する行為であり、監査委員会議の議事内容を全面非開示することは密室行政にほかならない。

エ 地方自治法第242条の住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法・不当な財務会計上の行為を、住民が監査委員を通して是正、防止するもので、住民のイニシアティブによって地方公共団体の行財政の適正な運営を確保することにより、住民全体の利益を擁護することにある。

また、住民監査請求に基づく監査の決定については、監査委員の合議によることとされている。これは、当該監査が訴訟に前置されるものとして慎重、公正な審議を必要とし、かつ、その決定は、事柄の性質上監査委員全員の意思の合致を必要とするためと考えられるものである。

このようなことから、監査委員会議の議事内容は、住民に公開されるべきものである。

オ 件名にある職員名は個人情報には当たらない。住民監査請求制度が職員名をあげることを求めていることに従って、措置請求人は当該職員が該当するであろうと判断してその名を件名に記入していることから、件名にある職員名を非開示とする必要はない。特に、役職名の部分については、「公務員の氏名」ではないため、開示されるべきである。

また、公務員である以上、その行為によって、誤解を受ける場合があるにしても、常に批判の矢面に立たされざるを得ない立場にあることは明らかである。情報公開条例は、「公開が原則」で、例外的に不開示を認めているのだから、公務員である以上、氏名が開示されることにある程度の覚悟は必要である。

カ 住民監査請求は住民全体の利益のために、公益の代表者として行うものであるから、措置請求人の権利利益とは無関係であり、個人の権利利益を害するおそれのある情報には該当しない。

また、住民監査請求は、受理され監査が行われることを期待して行うものであり、受理後は却下されても棄却されても公表されるのであるから、請求を行った時点で、措置請求人は公表されることを前提としている。

したがって、要件審査の結果要件不備とした過程である監査委員会議の議事録や措置請求人に通知された却下理由は、基本的に開示されるべきであり、個別具体的に検討して、真に権利利益等を害する蓋然性があると思料される部分のみが非開示とされるべきである。

キ 監査請求書が受理された場合、監査の結果に関わらず、監査結果とともに、職員措置請求書等を、措置請求人の住所、氏名、職業等や事実証明書を略した上で公表している。

受理前却下とされた請求書は、要件を満足していないとして却下された職員措置請求書である

という点において、受理後却下に係る職員措置請求書と同一の性質の情報である。また、受理前却下となるか、受理後却下となるかは、監査委員の受理の決定時点での判断によるのであり、条例の非開示条項の該当性の判断においては、取扱いを異にする理由はない。

また、住民監査請求が意味あるものとなるには、要件審査で要件不備とした過程や理由の公表は最低限必要である。執行機関の職員や監査委員の責任を明らかにする上でも、受理後却下と同様に、受理前却下の却下理由を公表することが重要であり、公益上の観点からも求められている。

ク 職員措置請求書に含まれている「事実証明書」には、公表されているものが多数ある。議論するまでもなく、これらを非開示とすることは、条例の規定を無視した行為である。

ケ 他都市の事例では、「住民監査請求に関わる住民要件調査の実施について（伺い）」も「監査委員会議録」も全部開示とされている。

また、全国の自治体で、受理前却下であっても、監査請求書やその概要、却下理由等を公表している。公文書開示請求に対しても、監査請求書、監査委員会議の内容、却下理由等を開示している。

コ 監査委員は、組織法上、優れた識見を有する委員等で構成される合議体であり、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されていると考えられている行政庁であるから、監査を実施することなく却下する場合、その理由を市民に明らかにすることが、当然に求められており、その後の監査の適正な遂行に支障を及ぼすことはないと考えるのが妥当である。「文書の開示が監査委員の審理に影響を与え、自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらす」といった根拠のない非開示理由を示すことは真に慎んでいただきたい。

今後の監査の適正な遂行に支障を及ぼす蓋然性のある記述が却下理由の中にあるというのであれば、その部分のみ非開示とし、他の部分は開示しなければならない。

3 実施機関の主張要旨

説明書及び口頭意見陳述における実施機関の主張は、次のとおりである。

本件審査請求に係る対象公文書は、それぞれの住民監査請求に対し、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象要件に該当しないとして却下した住民監査請求に関する全ての文書である。

対象公文書のうち、請求者の氏名等、広島市職員措置請求書の件名等、監査委員会議の議事の内容等を広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）第7条第1号又は第3号に該当するため不開示とし、その他の部分を開示する決定を行った。

不開示とした理由は次のとおりである。

(1) 条例第7条第1号について

ア 措置請求人等の個人情報のうち、氏名等の特定の個人を識別することができるものについては、

これを不開示とした。

イ 住民監査請求に係る請求書等に記載されている公務員の氏名については、請求書等には当該公務員の名誉、信用等を毀損するおそれのあるものがあるため、公にすることについて本人の同意があるとは認められないため、これを不開示とした。

ウ 住民監査請求に係る請求書等に記載されている情報のうち、上記アの個人情報以外の情報については、措置請求人の主張が記載されているため、匿名の作文のように、特定の個人を識別することはできないが公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、これを不開示とした。

ただし、地方自治法により公表されることになっている監査の結果に係るものは、条例第7条第1号アにより、例外的に開示した。

エ 請求書に添付された事実証明書については、請求書の趣旨を裏付ける資料であり、請求書と一体不可分の措置請求人個人に関する情報であるため、これを不開示とした。

(2) 条例第7条第3号について

ア 前記(1)ウに記載する情報については、要件不備として却下された住民監査請求に係る文書であり、それらの住民監査請求は、監査委員による事実関係の確認や存否の判断を行っておらず、事実関係の根拠が明確でない請求者の憶測や主觀に基づいたものにとどまっていることから、これを公にすることにより個人や法人の権利利益を害するのみならず、例えば特定の業者を陥れようとする不当な意図を持った請求が誘発されるなど、住民監査請求制度の適法かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、これを不開示とした。

イ 請求書に添付された事実証明書については、非公開であることを前提として措置請求人が提出する資料であり、受理された住民監査請求についても、添付されたことは公表されるが、内容については公表されていない。これを公開すると、将来の請求者が監査対象職員や第三者からの批判、避難等をおそれ、住民監査請求を控えることも予想されるため、これを不開示とした。

ウ 監査委員会議の議事の内容などの審査や監査の結論に至る検討内容については、開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあることから、これを不開示とした。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 審査の併合について

諮問第265、266、269～281、283、288～291、301号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、当審査会は、これら21件の

審査請求を併合して審議することとした。

(2) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は「市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより（中略）市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする」と定め、条例第3条は「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重（中略）しなければならない」としている。

(3) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（中略）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

- ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができるとされている情報
- イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報
- ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

なお、条例第7条第1号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人の人格と密接に関連した情報で、秘匿すべき必要性が極めて高いものであり、公にすれば、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを対象としている。例としては、カルテ、反省文のようなもので、それらは当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切ではない情報である。

(4) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、

「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は不開示情報から除くこととされている。

「法人」とは、会社法上の営利法人のほか、公益法人、社会福祉法人等の全ての法人をいい、「その他の団体」とは、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。

「競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの」とは、競争秩序を維持するとともに営業の自由を保障するため、社会通念上、事業を営むものが秘匿することを認められる情報である。また、「その他社会的な地位を害すると認められるもの」とは、競争上又は事業運営上の地位を害するものではないが、事業を営むものの社会的な評価を傷つけることとなる情報及び組織秩序を維持するため、社会通念上、団体の内部管理事項と認められている情報である。

ただし書に該当するか否かの判断は、開示する公益と開示することに伴う法人との損害とを比較して行うものとする。

(5) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

なお、情報公開制度の目的の一つに、行政の意思決定過程を明らかにすることでその適正さを担保することがあることを考慮すれば、ここにいう「支障」については名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性が求められると解される。

(6) 対象公文書について

対象公文書は、平成29年12月13日から平成30年9月7日の間で受け付けた住民監査請求に対して、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象要件に該当しないとして却下した住民監査請求に関する全ての文書（監査委員及び監査事務局が作成または取得した全ての文書）であり、具体的には別表の「① 対象公文書の件名」欄のとおりである。

(7) 対象公文書の不開示情報について

当審査会が見分したところ、前記(6)の対象公文書について、不開示とされている情報は、別表の「② 実施機関が不開示とした情報」欄のとおりである。このうち、措置請求人の氏名・住所・職業・印影・生年月日・性別・住民票の履歴、住民票の証明をした区長名及び取扱局の郵便番号等については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できることから、不開示が妥当である。

残りの各不開示情報の条例該当性について、以下、検討する。

(8) 「広島市職員措置請求書の受付について（報告）」の各不開示部分について

別表の「① 対象公文書の件名」欄の(8)の「広島市職員措置請求書の受付について（報告）」は、次の文書で構成されている。

ア 広島市職員措置請求書

イ 事実証明書

ウ 広島市起案用紙

これらの文書のうち、「ウ 広島市起案用紙」については全部開示とされているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 広島市職員措置請求書

「広島市職員措置請求書」の不開示部分は次のとおりである。

- ⑦ 措置請求の対象となっている職員の氏名及び職名並びに件名
- ⑧ 請求の要旨
- ⑨ 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査による求めることを理由
- ⑩ 事実証明書の件名
- ⑪ 措置請求人の氏名・住所・職業及び印影

上記不開示部分のうち、「⑪ 措置請求人の氏名・住所・職業及び印影」については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できることから、不開示が妥当である。

残りの不開示部分の妥当性について、以下、検討する。

⑦ 措置請求の対象となっている職員の氏名及び職名並びに件名

a 実施機関は、措置請求の対象となっている職員の氏名及び職名並びに件名について、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第1号に該当するため不開示としている。

b 職員の氏名及び職名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるが、条例第7条第1号ただし書工では、当該個人が公務員等である場合で、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとされている。

c 件名は、後記⑨アの「各案件の議事結果」又は後記⑩の「却下理由」と同内容であることから、不開示とする理由がない。

d したがって、職員の氏名を不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、職員の職名、件名については、条例第7条第1号ただし書工に該当すること等から、開示すべきである。

⑧ 請求の要旨及び監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査による求めることを理由

a 実施機関は、請求の要旨及び監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査による求めることを理由（以下「請求の要旨等」という。）について、措置請求人の主張が記載されており、匿名の作文のように特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1号後段に該当するとして

全てを不開示としている。

当審査会が見分したところ、請求の要旨等には、措置請求人の主張が記載されてはいるが、個人の人格と密接に関連した秘匿すべき必要性が極めて高い情報であるとは言えず、開示しても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、請求の要旨等について、条例第7条第1号後段に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

b また、実施機関は、請求の要旨等について、要件不備として却下した住民監査請求に関する文書に含まれる情報であって、監査委員による事実関係の確認やその存否の判断を行っておらず、事実関係の根拠が明確でない請求者の憶測や主觀に基づいたものにとどまっていることから、これを公にすることにより、例えば特定の業者を陥れようとする不当な意図を持った請求が誘発されるなど、住民監査請求制度の適法かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するとも説明する。

しかしながら、前記(5)で述べたとおり、条例第7条第3号の「支障を及ぼすおそれ」とは、具体的な蓋然性があるものに限られるが、実施機関からは具体的な蓋然性を認めるに足るような主張は行われず、また、当審査会としても本件についてそのような「おそれ」を確認することはできなかった。

したがって、条例第7条第3号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

c なお、請求の要旨等には、法人名等が記載されたものもあり、これらは条例第7条第2号により不開示とすべき情報であると認められるが、実施機関は条例第7条第1号後段及び第3号に該当するとして不開示としており、付記理由に不備がある。

d 以上のことから、実施機関は、請求の要旨等について不開示とした決定を取り消し、個別の請求の要旨ごとに内容を精査し、真に不開示とすべき部分を除き、開示すべきである。

(b) 事実証明書の件名

a 実施機関は、事実証明書の件名について、措置請求人の主張が記載されているため、匿名の作文のように、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1号後段に該当するため不開示としている。

当審査会が見分したところ、事実証明書の件名は、以下の3通りの方法のいずれかで記載されている。

- (a) 事実証明書を添付せず、ホームページのURLや措置請求人が行った調査の結果を記載したもの
- (b) 添付された事実証明書の内容を要約したもの
- (c) 添付された事実証明書の件名を記載したもの

なお、諮問第265号の一部、第273号の一部、第277号及び第279号の一部には、

事実証明書の件名は記載されていない。

- b 前記aの〔a〕、〔b〕及び〔c〕については、個人の人格と密接に関連した秘匿すべき必要性が極めて高い情報であるとは言えず、開示しても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、事実証明書の件名を条例第7条第1号後段に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

- c また、実施機関は、事実証明書の件名について、非公開であることを前提として措置請求人が提出した資料であり、これを公開すると、将来の措置請求人が監査対象職員や第三者からの批判、非難等をおそれ、住民監査請求を控えるようになることも予想され、住民監査請求制度の適法かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの理由で、条例第7条第3号に該当するとも説明する。

しかしながら、受理された住民監査請求については、ホームページ上で公表する際に事実証明書の件名も公開されていることから、事実証明書の件名を開示したとしても、実施機関が想定する「支障を及ぼすおそれ」（具体的な蓋然性）があるとはいえない。

- d なお、事実証明書の件名には、個人の氏名や法人名が記載されたものがあるが、個人の氏名は条例第7条第1号、法人名は条例第7条第2号により不開示とすべき情報であり、実施機関の付記理由には不備がある。

- e 以上のことから、実施機関は、事実証明書の件名について不開示とした決定を取り消し、個人の氏名については条例第7条第1号、法人名については条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきである。

イ 事実証明書

- ⑦ 実施機関は、事実証明書について、措置請求人の主張が記載されているため、匿名の作文のように、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1号後段に該当するため不開示としている。

当審査会が見分したところ、事実証明書には、措置請求人の主張が記載されてはいるが、個人の人格と密接に関連した秘匿すべき必要性が極めて高い情報であるとは言えず、開示しても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、事実証明書について条例第7条第1号後段に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

- ⑧ また、実施機関は、事実証明書について、非公開であることを前提として措置請求人が提出した資料であり、これを公開すると、将来の措置請求人が監査対象職員や第三者からの批判、非難等をおそれ、住民監査請求を控えるようになることも予想され、住民監査請求制度の適法かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの理由で、条例第7条第3号に該当するとも説明する。

しかしながら、前記(5)で述べたとおり、条例第7条第3号の「支障を及ぼすおそれ」とは、

具体的な蓋然性があるものに限られるが、実施機関からは具体的な蓋然性を認めるに足るような主張は行われず、また、当審査会として、本件について実施機関が主張するような「住民監査請求制度の適法かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」を確認することはできなかった。

- ④ なお、事実証明書には、個人に関する情報や法人に関する情報が記載されたものがあるが、個人に関する情報は条例第7条第1号により、法人に関する情報は条例第7条第2号により不開示とすべき情報であり、実施機関の付記理由には不備がある。
- ⑤ したがって、実施機関は、事実証明書について不開示とした決定を取り消し、個別に内容を精査し、個人に関する情報については条例第7条第1号により、法人に関する情報については条例第7条第2号により不開示とし、その余については、真に不開示とすべき部分を除き、開示すべきである。

- (9) 「「平成〇〇年第〇回監査委員会議（〇月〇日開催）議事録の調整について（伺い）」のうち、開示請求で指定された期間中に提出された広島市職員措置請求に関する部分」の各不開示情報について

別表の「① 対象公文書の件名」欄の(9)の「「平成〇〇年第〇回監査委員会議（〇月〇日開催）議事録の調整について（伺い）」のうち、開示請求で指定された期間中に提出された広島市職員措置請求に関する部分」は、次の文書で構成されている。

- ア 平成〇年第〇回監査委員会議議事要旨
- イ 監査委員会議質疑応答要旨
- ウ 広島市職員措置請求（第〇号事案）の要件審査について
- エ 要件審査調書
- オ 却下通知案
- カ 広島市起案用紙
- キ 監査委員会議次第
- ク 監査委員会議配席表

これらの文書のうち、「カ 広島市起案用紙」、「キ 監査委員会議次第」及び「ク 監査委員会議配席表」については全部開示とされているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

- ア 平成〇年第〇回監査委員会議議事要旨

「平成〇年第〇回監査委員会議議事要旨」の不開示部分は次のとおりである。

- ・各案件の議事結果

- ⑦ 実施機関は、各案件の議事結果について、監査委員会議の議事内容などの審査や監査の結論に至る検討内容が開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としている。

④ 当審査会が見分したところ、各案件の議事結果には、議事の経緯が記載されているのみであり、実施機関が説明するような「監査等の具体的な手法」は記されておらず、開示しても実施機関が想定する「支障を及ぼすおそれ」は低いと考えられる。

⑤ したがって、実施機関は、各案件の議事結果を不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

イ 監査委員会議質疑応答要旨

「監査委員会議質疑応答要旨」の不開示部分は次のとおりである。

・発言者

・発言要旨

⑥ 実施機関は、発言者及び発言要旨について、監査委員会議の議事内容などの審査や監査の結論に至る検討内容が開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としている。

⑦ 当審査会が見分したところ、発言者の欄に記載されているのは「監査委員」又は「事務局」のいずれかのみであり、個々の委員の氏名は記載されていないことから、開示してもどの監査委員が発言したかを特定することはできないため、実施機関が想定する支障を及ぼすおそれは低いと考えられる。

⑧ 発言要旨には個別の案件ごとの具体的な検討内容や、個人に関する情報や法人に関する情報が記載されている。

実施機関は、発言要旨全体を条例第7条第3号により不開示としているが、前記⑤で述べたとおり、条例第7条第3号の「支障を及ぼすおそれ」とは、具体的な蓋然性があるものに限られると解される。

当審査会が見分したところ、発言要旨には、公にすると将来の監査委員の判断を拘束し、将来的審議に支障を及ぼすおそれがあると考えられる部分があることが確認できたが、単なる事実の確認や、形式的な発言に係る部分（例えば、広島市職員措置請求第183号案件の「監査委員会議質疑応答要旨」の発言要旨欄の14行目から17行目）など、公にしても実施機関の想定するような「おそれ」があるとは考えにくい部分があることも確認された。

また、発言要旨には、個人に関する情報や法人に関する情報が記載された箇所もあるが、個人に関する情報は条例第7条第1号、法人に関する情報は条例第7条第2号により不開示とすべき情報であり、実施機関の付記理由には不備がある。

⑨ 以上のことから、実施機関は、発言者及び発言要旨を不開示とした決定を取り消し、発言者については開示すべきである。

発言要旨については、個別の案件ごとに内容を精査し、条例第7条第1号に該当するため不開示とすべき部分、条例第7条第2号に該当するため不開示とすべき部分及び実施機関が想定

する支障が生じる蓋然性が高く、条例第7条第3号に該当するため真に不開示とすべき部分を除き、開示すべきである。

ウ 広島市職員措置請求（第〇号事案）の要件審査について

「広島市職員措置請求（第〇号事案）の要件審査について」の不開示部分は次のとおりである。

- ・措置請求人の氏名・住所及び職業
- ・請求の要旨
- ・要件審査項目及びその審査の結果

(7) 実施機関は、上記不開示部分の全てについて、要件審査の具体的手法や要件に関する監査委員の合議の詳細な内容が明らかとなり、今後の事務処理に支障を及ぼすことが予想されることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としている。

(8) しかしながら、措置請求人の氏名・住所及び職業については、条例第7条第1号に該当するため不開示とすべきであり、条例第7条第3号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

(9) 請求の要旨については、前記(8)のアで不開示となっている請求の要旨と同様のものである。したがって、前記(8)のアの(9)のとおり、条例第7条第3号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

(10) 要件審査項目及びその審査の結果は、(1)に地方自治法第242条に規定する住民監査請求の要件を記載し、(2)に却下通知に記載する却下理由の案を記載するという構成になっている。このうち、(1)に記載される住民監査請求の要件については、地方自治法に定められた要件を記載しているにすぎず、開示しても要件審査の具体的な手法が明らかとなるとは言い難い。

(11) また、(2)に記載される却下理由の案についても、個人の氏名を条例第7条第1号、法人名を条例第7条第2号により不開示とし、残りの部分を開示しても、監査委員の合議の詳細な内容が明らかとなるとは言い難く、今後の実施機関の事務処理に支障を及ぼすとは考えにくい。

(12) 以上のことから、実施機関は、「広島市職員措置請求（第〇号事案）の要件審査について」の不開示部分について、全体を条例第7条第3号で不開示とした決定を取り消し、措置請求人の氏名・住所及び職業については条例第7条第1号により不開示とし、請求の要旨については、個別の請求の要旨ごとに内容を精査し、真に不開示とすべき部分を除き開示し、要件審査項目及びその審査の結果については、(1)の地方自治法第242条に規定する住民監査請求の要件については開示し、(2)の却下通知に記載する却下理由の案については、個人の氏名は条例第7条第1号により不開示、法人名は条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきである。

エ 要件審査調書

「要件審査調書」の不開示部分は次のとおりである。

- ・措置請求の対象となっている職員の氏名及び職名並びに件名
- ・要件

- ・請求書記載内容等
- ・審査の結果
- ・備考

- (7) 実施機関は、上記不開示部分の全てについて、要件審査の具体的手法や要件に関する監査委員の合議の詳細な内容が明らかとなり、今後の事務処理に支障を及ぼすことが予想されることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としている。
- (8) しかしながら、「措置請求の対象となっている職員の氏名及び職名並びに件名」については、前記(8)のアの(7)で述べたとおり、職員の氏名については条例第7条第1号に該当するため不開示、職員の職名、件名については条例第7条第1号ただし書工に該当すること等から開示すべきであり、条例第7条第3号に該当するため不開示とした実施機関の説明は妥当ではない。
- (9) 「要件」については、地方自治法第242条に規定される住民監査請求の要件を記載しているだけであり、開示しても、要件審査の具体的手法が明らかとなり、今後の事務処理に支障を及ぼすとは言い難い。
- (10) 「請求書記載内容等」と「審査の結果」には、請求書に記載された内容が項目ごとに分類して記載されるとともに、その審査結果も記載されている。その中には、個人に関する情報や法人に関する情報も含まれていることから、これらの情報については不開示とすべきであるが、表題や宛名、措置請求人の押印の有無といった形式的な部分については、開示しても、要件審査の具体的手法が明らかとなり、支障があるとは言い難い。
- また、請求の対象となっている行為に関する記載や、必要な措置についての記載及びその審査結果に含まれる請求の要旨の内容を転記したものについては、前記(8)のアの(10)と同様に、個別の案件ごとに内容を精査し、真に不開示とすべき部分を除き、開示すべきである。
- (11) 「備考」については、本件開示請求の対象公文書に備考が記載されたものは確認できなかつた。
- (12) 以上のことから、実施機関は、「要件審査調書」の不開示部分について、全体を条例第7条第3号に該当するとして不開示とした決定を取り消し、職員の職名、件名、要件欄の各項目及び備考については開示し、職員の氏名については条例第7条第1号により不開示とし、請求書記載内容等、審査の結果については、個人に関する情報については条例第7条第1号により、法人に関する情報については条例第7条第2号により不開示とし、その他の不開示部分については、改めて個別に内容を精査し、真に不開示とすべき部分を除いて開示すべきである。

才 却下通知案

- (7) 実施機関は、却下通知案の全体を、監査委員により合議を行う以前の原案が開示された場合には、原案と実際の通知文を比較することによって合議の詳細な内容が明らかとなり、今後の事務処理や審査における監査委員の自由な意見交換に支障を生じることも予想されることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としている。
- (8) しかしながら、前記(5)で述べたとおり、条例第7条第3号の「支障を及ぼすおそれ」とは、

具体的な蓋然性があるものに限られるが、実施機関からは具体的な蓋然性を認めるに足るような主張は行われなかった。

また、当審査会が却下通知案と実際に措置請求人へ通知された却下通知の内容を比べたところ、内容に差はなく、開示されれば合議の詳細な内容が明らかとなるとは言い難く、本件についてそのような「支障を及ぼすおそれ」を確認することはできなかった。

(イ) なお、不開示部分のうち、措置請求人の住所及び氏名並びに措置請求の対象となっている職員の氏名については条例第7条第1号により、法人名等については条例第7条第2号により不開示とすべきであり、実施機関の付記理由には不備がある

(ロ) 以上のことから、実施機関は、却下通知案の全体を条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、措置請求人の住所及び氏名並びに職員の氏名については条例第7条第1号、法人名等については条例第7条第2号により不開示とし、職員の職名、件名については条例第7条第1号ただし書工に該当すること等から開示し、その余については、真に原案と実際の通知文に差があり、開示した場合に合議の詳細が明らかとなってしまうようなものを除き、開示すべきである。

(10) 「広島市職員措置請求について（問い合わせ）」の各不開示部分について

別表の「① 対象公文書の件名」欄の(10)の「広島市職員措置請求について（問い合わせ）」は、次の文書で構成されている。

- ・広島市起案用紙
- ・却下通知案

これらの文書のうち、広島市起案用紙については全部開示とされているため、以下、却下通知案の不開示部分について検討する。

ア 却下通知案

「却下通知案」の不開示部分は次のとおりである。

- ・措置請求人の住所及び氏名
- ・措置請求の対象となっている職員の氏名及び職名並びに件名
- ・却下理由

上記不開示部分のうち、措置請求人の住所及び氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できることから、不開示が妥当である。また、措置請求の対象となっている職員の氏名及び職名並びに件名については、前記(8)のアの(イ)のとおり、職員の氏名については不開示が妥当であるが、職員の職名、件名については条例第7条第1号ただし書工に該当すること等から、開示すべきである。

以下、却下理由の不開示の妥当性について、検討する。

イ 却下理由

- a 実施機関は、却下理由について、措置請求人の主張が記載されているため、匿名の作文の

ように、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、請求内容が推測可能となり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第1号後段に該当するため不開示としている。

当審査会が見分したところ、却下理由は、措置請求人の主張が記載されてはいるが、個人の人格と密接に関連した秘匿すべき必要性が極めて高い情報であるとは言えず、開示しても個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、条例第7条第1号後段に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

b また、実施機関は、本件開示請求の対象公文書は要件不備として却下した住民監査請求に関する文書であり、事実関係の根拠が明確でない措置請求人の憶測や主観に基づくもので、これを公にすることにより、例えば特定の業者を陥れようとする不当な意図を持った請求が誘発されるなど、住民監査請求制度の適法かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号にも該当すると説明する。

しかしながら、前記(5)で述べたとおり、条例第7条第3号の「支障を及ぼすおそれ」とは、具体的な蓋然性があるものに限られるが、実施機関からは具体的な蓋然性を認めるに足るような主張は行われず、当審査会としても本件についてそのような「支障を及ぼすおそれ」を確認することはできなかった。

したがって、条例第7条第3号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

c また、却下理由には、法人名等が記載されている。

当該法人名等は条例第7条第2号により不開示とすべき情報であるが、実施機関は、前記a及びbで述べたように、全体を条例第7条第1号後段及び条例第7条第3号により不開示としており、これは妥当ではない。

d 以上のことから、実施機関は、却下理由を不開示とした決定を取り消し、法人名等については条例第7条第2号により不開示とし、残りの部分については開示すべきである。

(11) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

① 対象公文書の件名	② 実施機関が不開示とした情報	審査会の判断			
		③ 不開示が妥当な情報	④ 開示すべき情報	⑤ 不開示事由の該当性を精査すべき情報	⑥ 不開示で妥当であるが理由が不適切な情報
(8) 広島市職員措置請求書の受付について(報告)					
	(7) 措置請求の対象となっている職員の氏名及び職名並びに件名	職員の氏名	職員の職名、件名	—	—
	(8) 請求の要旨	—		⑥以外の情報	法人名等
	(9) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由	—	—	監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由	—
	(10) 事実証明書の件名	—	⑥以外の情報	—	個人の氏名、法人名
イ 事実証明書	(11) 措置請求人の氏名・住所・職業及び印影	措置請求人の氏名・住所・職業及び印影	—	—	—
	事実証明書	—	—	⑥以外の情報	個人に関する情報、法人に関する情報
ウ 広島市起案用紙	—	—	—	—	—
(9) 「平成〇〇年第〇回監査委員会議(〇月〇日開催)議事録の調整について(伺い)」のうち、開示請求で指定された期間中に提出された広島市職員措置請求に関する部分					
	ア 平成〇年第〇回監査委員会議議事要旨	各案件の議事結果	—	各案件の議事結果	—
	イ 監査委員会議質疑応答要旨	発言者	—	発言者	—
		発言要旨	—	—	⑥以外の情報
	ウ 広島市職員措置請求(第〇号事案)の要件審査について	措置請求人の氏名・住所及び職業	—	—	措置請求人の氏名・住所及び職業
	請求の要旨	—	—	⑥以外の情報	法人名等
	要件審査項目及びその審査の結果	—	(1)の住民監査請求の要件、(2)の却下理由の案(⑥の情報を除く。)	—	個人の氏名、法人名

別表

① 対象公文書の件名	② 実施機関が不開示とした情報	審査会の判断			
		③ 不開示が妥当な情報	④ 開示すべき情報	⑤ 不開示事由の該当性を精査すべき情報	⑥ 不開示で妥当であるが理由が不適切な情報
工 要件審査調書	措置請求の対象となっている職員の氏名及び職名並びに件名	—	職員の職名、件名	—	職員の氏名
	要件	—	各項目	—	—
	請求書記載内容等	—	—	⑥以外の情報	個人に関する情報、法人に関する情報
	審査の結果	—	—	⑥以外の情報	個人に関する情報、法人に関する情報
	備考	—	備考	—	—
才 却下通知案	措置請求人の住所及び氏名	—	—	—	措置請求人の住所及び氏名
	監査委員の氏名	—	—	監査委員の氏名	—
	表題	—	—	表題	—
	通知本文	—	—	通知本文	—
	職員の氏名及び職名並びに件名	—	職員の職名、件名	—	職員の氏名
(10) 広島市職員措置請求について(問い合わせ)	却下理由	—	—	⑥以外の情報	法人名等
	力 広島市起案用紙	—	—	—	—
	キ 監査委員会議次第	—	—	—	—
	ク 監査委員会議配席表	—	—	—	—
	ア 却下通知案	措置請求人の住所及び氏名	措置請求人の住所及び氏名	—	—
イ 広島市起案用紙	措置請求の対象となっている職員の氏名及び職名並びに件名	職員の氏名	職員の職名、件名	—	—
	却下理由	—	⑥以外の情報	—	法人名等
	—	—	—	—	—

別表

① 対象公文書の件名	② 実施機関が不開示とした情報	審査会の判断			
		③ 不開示が妥当な情報	④ 開示すべき情報	⑤ 不開示事由の該当性を精査すべき情報	⑥ 不開示で妥当であるが理由が不適切な情報
住民票の写し等の請求について（伺い）					
広島市起案用紙	—	—	—	—	—
住民票の写し等の請求について	措置請求人の氏名及び住所	措置請求人の氏名及び住所	—	—	—
住民票の確認について（報告）					
広島市起案用紙	—	—	—	—	—
住民票	措置請求人の氏名・住所・生年月日・性別・住民票の履歴、住民票の証明をした区長名等	措置請求人の氏名・住所・生年月日・性別・住民票の履歴、住民票の証明をした区長名等	—	—	—
検索結果詳細〔郵便物等〕、書留・特定記録郵便物等受領証					
簡易文書処理票	措置請求人の氏名	措置請求人の氏名	—	—	—
検索結果	取扱局の郵便番号等	取扱局の郵便番号等	—	—	—

フ

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 3 0 . 1 0 . 2 6	広監第170号の諮問を受理（諮問第265号で受理） 広監第172号の諮問を受理（諮問第266号で受理）
H 3 1 . 1 . 8	広監第248号の諮問を受理（諮問第269号で受理） 広監第250号の諮問を受理（諮問第270号で受理） 広監第252号の諮問を受理（諮問第271号で受理） 広監第254号の諮問を受理（諮問第272号で受理） 広監第256号の諮問を受理（諮問第273号で受理） 広監第258号の諮問を受理（諮問第274号で受理） 広監第260号の諮問を受理（諮問第275号で受理） 広監第262号の諮問を受理（諮問第276号で受理） 広監第264号の諮問を受理（諮問第277号で受理） 広監第266号の諮問を受理（諮問第278号で受理） 広監第268号の諮問を受理（諮問第279号で受理） 広監第270号の諮問を受理（諮問第280号で受理）
	広監第277号の諮問を受理（諮問第281号で受理） 広監第281号の諮問を受理（諮問第283号で受理）
H 3 1 . 3 . 2 8	広監第375号の諮問を受理（諮問第288号で受理） 広監第377号の諮問を受理（諮問第289号で受理） 広監第379号の諮問を受理（諮問第290号で受理） 広監第381号の諮問を受理（諮問第291号で受理）
	広監第45号の諮問を受理（諮問第301号で受理）

R 1・11・12 (第1回審査会)	第2部会で審議
R 1・12・10 (第2回審査会)	第2部会で審議
R 2・1・21 (第3回審査会)	第2部会で審議
R 2・3・24 (第4回審査会)	第2部会で審議
R 2・9・25 (第5回審査会)	第2部会で審議
R 2・10・23 (第6回審査会)	第2部会で審議
R 2・11・27 (第7回審査会)	第2部会で審議
R 2・12・24 (第8回審査会)	第2部会で審議
R 3・1・22 (第9回審査会)	第2部会で審議
R 3・2・26 (第10回審査会)	第2部会で審議
R 3・3・26 (第11回審査会)	第2部会で審議
R 4・2・25 (第12回審査会)	第2部会で審議
R 4・3・25 (第13回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
田 邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
栗 原 理	広島消費者協会会长
向 井 淳	株式会社テレビ新広島経営推進局専任局長